

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(事業主控)

① 被保険者番号	1234 - 567890 - 1	③ フリガナ	ソウム タロウ		
② 事業所番号	1401 - 000000 - 1	60歳に達した者の氏名		総務 太郎	
④ 名称	ビジネスサポートセンター株式会社		⑤ 60歳に達した者の住所又は居所	〒 () - () - ()	
事業所所在地	横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル7階		電話番号	045-664-0422	
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 25 年 3 月 30 日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 28 年 3 月 31 日		
住所	神奈川県横浜市中区本町2丁目15番地 横浜大同生命ビル7階				
事業主氏名	代表取締役 平川 将				
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等					
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合は被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ (A) (B) 計	⑬ 備考
60歳に達した日等の翌日	4 1	60歳に達した日等	0日	未計算	
3月1日～	31日	3月1日～	0日	未計算	
2月1日～2月28日	28日	2月1日～2月28日	28日	332,600	
1月1日～1月31日	31日	1月1日～1月31日	31日	306,400	
12月1日～12月31日	31日	12月1日～12月31日	31日	313,800	
11月1日～11月30日	30日	11月1日～11月30日	30日	320,900	
10月1日～10月31日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,200	
9月1日～9月30日	30日	9月1日～9月30日	30日	299,600	
8月1日～8月31日	31日	8月1日～8月31日	31日	333,800	
7月1日～7月31日	31日	7月1日～7月31日	31日	314,900	
6月1日～6月30日	30日	6月1日～6月30日	30日	300,300	
5月1日～5月31日	31日	5月1日～5月31日	31日	320,500	
4月1日～4月30日	30日	4月1日～4月30日	30日	350,500	
3月1日～3月31日	31日	3月1日～3月31日	31日	310,400	
⑭ 賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号 番)				
※ 公共職業安定所記載欄					

60歳の誕生日の前日または被保険者期間が5年に達した日

時給・日給者の場合はA欄ではなくB欄に記入します

捨印
欄外に捨印を押印しておくこと提出後の訂正等に対応できません。

- 注意
- 1 事業主は、公共職業安定所からこの六十歳到達時等賃金証明書(事業主控)の返付を受けたときは、これを7年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 - 2 六十歳到達時等賃金証明書の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書についての注意」を参照すること。
 - 3 「60歳に達した日等」とは、当該被保険者の60歳の誕生日の前日又は60歳に達した後に「被保険者であった期間」が通算して5年を満たした日である。

社会保険 労働士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号